中線を使用する無線設備にあつては、等価等方輻射電力で一マイクロワット以下」を「総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するもの」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　無線チャネルは、単位チャネル（中心周波数が、一四二・九三四三七五MHz及び一四二・九三四三七五MHzに六・二五kHzの整数倍を加えたもの並びにこれに四MHzを加えたものであつて、帯域幅が五・八kHzのチャネルをいう。）を使用するものであること。この場合において、同時使用可能な最大チャネル数は三とし、三チャネルの同時使用は中心周波数が一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の場合であつて、伝送速度が毎秒九、六〇〇ビット以上のデータ伝送を行うときに限る。

第四章第四節の三十の次に次の一節を加える。

第四節の三十一　無人移動体画像伝送システムの無線局の無線設備

第四十九条の三十三　無人移動体画像伝送システムの無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　通信方式は、単向通信方式、同報通信方式、単信方式又は複信方式であること。

二　空中線電力は、一ワット以下であること。

三　送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。

イ　一六九・〇五MHzを超え一六九・三九七五MHz以下又は一六九・八〇七五MHzを超え一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの

(1)　占有周波数帯幅が一〇〇kHz以下の場合

搬送波の周波数から一〇〇kHz離れた周波数の（±）五〇kHzの帯域内に輻射される電力が、搬送波電力より四五デシベル以上低い値

(2)　占有周波数帯幅が一〇〇kHzを超え二〇〇kHz以下の場合

搬送波の周波数から二〇〇kHz離れた周波数の（±）一〇〇kHzの帯域内に輻射される電力が、搬送波電力より四五デシベル以上低い値

(3)　占有周波数帯幅が二〇〇kHzを超え三〇〇kHz以下の場合

搬送波の周波数から三〇〇kHz離れた周波数の（±）一五〇kHzの帯域内に輻射される電力が、搬送波電力より四五デシベル以上低い値

ロ　五、六五〇MHzを超え五、七五五MHz以下の周波数の電波を使用するもの

(1)　占有周波数帯幅が四・五MHz以下の場合

搬送波の周波数から五MHz及び一〇MHz離れた周波数の（±）二・二五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値

(2)　占有周波数帯幅が四・五MHzを超え九MHz以下の場合

搬送波の周波数から一〇MHz及び二〇MHz離れた周波数の（±）四・五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値

(3)　占有周波数帯幅が九MHzを超え一九・七MHz以下の場合

搬送波の周波数から二〇MHz及び四〇MHz離れた周波数の（±）九・五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値

四　送信空中線の絶対利得は、次のとおりであること。

イ　一六九・〇五MHzを超え一六九・三九七五MHz以下又は一六九・八〇七五MHzを超え一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、五・一二デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が五・一二デシベル（一ワットを〇デシベルとする。）以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

ロ　イに掲げるもの以外のものにあつては、六デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が六デシベル（一ワットを〇デシベルとする。）以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

第五十七条の三中「時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局」の下に「、無人移動体画像伝送システムの無線局」を加える。

第五十七条の三の二第一項中「小電力セキュリティシステムの無線局」の下に「、無人移動体画像伝送システムの無線局」を加える。

別表第一号の表六の項中

(3)　その他の移動局（注44）	4

を

ア　100MHzを超え142MHz以下のもの及び162.0375MHzを超え235MHz以下のもの（注28、52）	4
「9　コードレス電話の無線局、特定小電力無線局及び小電力セキュリティシステムの無線局（注34、36、41）	2.5
10　地球局及び宇宙局	4

に改め、同表七の項中

「4　特定小電力無線局（注36）	4

を

(1)　チャネル間隔が6.25kHzのもの	4
ア　142.93MHzを超え142.99MHz以下のもの及び146.93MHzを超え146.99MHz以下のもの	20
イ　その他の周波数のもの	2
(2)　その他のもの	4
11　地球局及び宇宙局	20

」

に改め、同表八の項中

「4　特定小電力無線局（注36）	4

を

(1)　チャネル間隔が6.25kHzのもの	4
(2)　その他のもの	20

」

に改める。